

9 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第3号

「議員提出条例案」

令和3年10月1日

提出議案

会第 3 号 草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案 3

会第3号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和3年10月1日

草津市議会議長

西 田 剛 様

提出者

草津市議会議員

中嶋 昭雄

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「少なくとも一の常任委員」を「次項第4号の常任委員会の委員および同項第1号から第3号までのいずれかの常任委員会の委員」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算常任委員会 24人

ア 予算に関する事項

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

改正理由

これまで特別委員会を設置し審査を行ってきた予算に関する事項については、当初予算のほか、社会経済情勢の変化に対応するために編成される補正予算の審査を要することが多い実情に合わせ、24人で構成する常任委員会を設置し審査することとし、所要の改正を行うものです。